

池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書

春寒の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本協議会につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、逗子市では、昭和 29 年以来、池子接收地の全面返還を達成するため、市・市議会・市民の三者が一体となって返還運動を展開してまいりました。

本協議会も、池子接收地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図るべく、市民の総力を結集して活動してまいりました。

平成 8 年の米軍家族住宅入居開始から 26 年が経過し、現在では市民との交流も見られておりますが、このような中にありましても、市民は一貫して、かつて人々の生活が営まれていた土地であり、また、かけがえのない貴重な自然の宝庫である池子の森の返還を要望しているところです。

この池子の森については、西側運動施設を含む一部土地約 40 ヘクタールについて、市に返還されるまでの間、米軍と共同使用を行うことになり、市民の長年の願いであった西側運動施設の利用について、大きな前進を遂げました。しかしながら、共同使用という状況では、予約等を含めた施設の利用などについて米軍が優先されるなど制約も存在していることから、市民にとってこれまで以上に利用しやすい施設となるよう改善することを要請します。

その中で、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分については、令和 4 年12月14 日に開催されました日米合同委員会において返還が合意され、逗子市にとって、長年に亘って待ち望んでいた返還となりますことは大変喜ばしく、早期に返還されますよう要請いたします。

しかしながら、本市及び本協議会の最終的な目標はあくまで池子接收地の全面返還であることから、今回の進入路返還が 40 ヘクタールの早期返還、そして全面返還への確実な道筋となることを強く要望いたします。

さらに、本協議会では旧軍港市転換法の本市適用に向けて要請を続けてまいりましたが、困難であるとの見解が示されていることから、返還が実現する暁には、国有財産法に基づき返還国有地の処分がなされる場合であっても、これまでの基地負担等を踏まえ、無償による譲渡等の措置を講ずるよう特段のご配慮を賜りたく、併せて要請いたします。

なお、米軍施設が所在することによる地元負担を軽減し、お互いに良い関係を継続できますよう、次の事項についても併せて要請いたします。

・平成 30 年 11 月 14 日 日米合同委員会において合意された、池子住宅地区及び海軍補助施設の逗子市域における生活支援施設等の整備計画については、本協議会に対して適時適切に情報提供していただき、施設整備が返還の遅延をもたらさないようにすることを要請いたします。

・池子の森自然公園の運動施設について、施設の維持管理は市で行っておりますが、米軍の施

設利用は今後も継続していくことから、大規模改修・修繕の実施については、必要な時期又は返還の際に国により実施していただくことを要請いたします。

・交通問題について、市内の幹線道路は慢性的な渋滞となっておりますが、池子住宅地区関係車両がその一因になっている状況も見られます。特に県道 24 号横須賀逗子線につきましては、朝夕を中心に渋滞が発生していることから、池子住宅地区関係者への公共交通機関の利用の呼びかけについて要請いたします。

交通事故につきましては、幹線道路に限らず、狭い生活道路においても、池子住宅地区の関係車両による交通事故が発生しております。生活道路の通行は極力控えていただくとともに、安全運転や交通ルールの遵守に関しましても、指導を徹底されるよう要請いたします。

・夏期の逗子海水浴場については、令和 4 年7月に米軍人による傷害事件が発生し、未だ解決に至っておりません。このような事件が二度と起こらないよう、米軍関係者への海水浴場利用ルール、飲酒マナーを含め、周知や教育指導を徹底されるまでの間、来場を自粛していただくよう要請いたします。

・池子住宅地区外に居住する米軍関係者に係る、ごみ出しや騒音等、生活マナーに関するルールに係る指導について徹底を要請いたします。

・在日米軍における新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期すよう要請いたします。

本協議会といたしましては、池子接收地の返還の早期実現につきまして、改めて特段のご配慮を賜りたく要請いたします。

令和5年2月21日

南関東防衛局長 山野 徹 様

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
会長 菊池 俊一